

④ 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業 年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表十(九)

平二二・四・二

Ⅰ 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円		税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	9	円
	超 過 分 配 額	2					
	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3					
	分 配 可 能 利 益 の 額 (16)	4					
	$(4) \times \frac{90}{100}$	5			の 差 引 計 (9) - (10) - (12) (マイナスの場合は0)	13	
	(1) が (5) を超える場合の (3) の額	6			の 超 過 分 配 額 (2)	14	
	所 得 金 額 総 計 (別表四「35の①」)	7			算 超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (14) に 充 て ら れ た 金 額	15	
	利 益 の 分 配 の 額 の うち 当期の損金の額に算入する金額 ((6) と (7) のうち少ない金額)	8			分 配 可 能 利 益 の 額 (13) + (14) - (15) (マイナスの場合は0)	16	

8欄

特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第68条の3の2第1項」

②区分番号に、「00282」

③適用額欄に、当該別表十(九)8欄の金額(円単位)を記載してください

Ⅱ 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総 分 配 額	17	円		前 当 期 純 利 益 金 額	24	円
	超 過 分 配 額	18					
	収 益 の 分 配 の 額 (17) - (18)	19					
	$\frac{(17)}{(31)}$	20					
	(20) が $\frac{90}{100}$ を超える場合の (19) の額	21	円		の 分 配 可 能 収 益 額 (24) - (25) - (27) (マイナスの場合は0)	28	
	所 得 金 額 総 計 (別表四「35の①」)	22			の 超 過 分 配 額 (18)	29	
	収 益 の 分 配 の 額 の うち 当期の損金の額に算入する金額 ((21) と (22) のうち少ない金額)	23			計 算 超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (29) に 充 て ら れ た 金 額	30	
					分 配 可 能 収 益 の 額 (28) + (29) - (30)	31	

23欄

特定投資信託に係る受託法人の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第68条の3の3第1項」

②区分番号に、「00283」

③適用額欄に、当該別表十(九)23欄の金額(円単位)を記載してください